

一般社団法人 伝統歌舞伎保存会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人伝統歌舞伎保存会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、伝統的な歌舞伎の技芸を正しく保存継承するための事業を行い、その振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伝承者の養成に関する事業。
- (2) 伝統的な歌舞伎の技芸の研修及び研究会、発表会等の開催に関する事業。
- (3) 伝統的な歌舞伎に関する調査研究と記録作成及びその成果の公表に関する事業。
- (4) 伝統的な歌舞伎に関する資料の収集整理に関する事業。
- (5) 伝統的な歌舞伎を普及させるための事業。
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した歌舞伎俳優、歌舞伎音楽演奏家、歌舞伎の狂言作者・狂言方個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員になろうとする者は、文化財保護法が規定する「重要無形文化財〈歌舞伎〉保持者」の認定を受けた上で、理事会で定める入会手続きにより申込みをしなければならない。

2 理事会は、前項に定める入会申込書類等を提出した者について、総会において別に定める規程にもとづき、入会の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 会長は、新たに正会員が入会したときは、文部科学大臣に報告するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める規程にもとづき、会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の会員としての義務を怠り、または会員としてふさわしくない非行があったとき。

(3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 死亡および失踪宣告があったとき。

(3) 文化財保護法第 72 条第 2 項により、文部科学大臣が重要無形文化財の指定を解除したとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会資格並びに会費の額
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に、臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。
- 5 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員を出席したものとみなし、当該議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が、総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事の内、1名を副会長、1名を専務理事、1名を財務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副会長、専務理事、財務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事、財務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事、財務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長、専務理事、財務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、専務理事、財務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について意義を述べたときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会において報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 22 条 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(顧問)

第 34 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、顧問会を組織して、会長の諮問に応じ、意見を答申する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の承認を得て、その職務に要する費用を弁済することができる。

5 前項に定めるもののほか、顧問に関して必要な事項は、理事会が別に定める規定による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 4 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(株主権の行使)

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 法人事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局員若干名をおく。

- 2 事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、林宏太郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。